

留学・海外研修の奨学金（例）

「2023年度海外留学支援制度（協定派遣）」

経済学部「交換留学」が、日本学生支援機構（JASSO）から支援対象プログラムとして採択されました。※採択された年度のみ奨学金申請が可能です。

支給月額例：台湾 6 万円、タイ・韓国 7 万円、欧米 8 万円、パリ 10 万円

（奨学金に加えて、①年間収入金額が 300 万円以下（給与所得のみの世帯）または 200 万円以下（給与所得以外の所得を含む世帯）の学生を対象に渡航支援金 16 万円を支給。もしくは、②新規登録時の奨学金支給回数が 6 回以上の学生を対象に渡航支援金 13 万円を支給。※①及び②に該当する場合①のみ支給。）

主な支給条件

- ・長崎大学経済学部の学部生で、研修後も学業を継続または学位を取得予定であること。
- ・日本国籍または永住資格を持つこと。
- ・留学にあたり他団体等から給付型奨学金を受ける場合は、その支給月額がこの制度の支給金額を超えないこと。
- ・すでに同じ（＝経済学部の）プログラムで奨学金を受けていないこと（年度が異なれば可、研修後の留学も可）。
- ・帰国後、長崎大学で単位認定を受けること。
- ・外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域（都市）以外に派遣される者。
- ・原則、機構が実施する 2023 年度第二種奨学金在学採用の家計基準を目安とし、その基準を超えないこと。ただし、経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者として認める場合がある。
- ・前年度（ない場合は前学期）の 成績評価係数が 2.30 以上 であること。

成績評価係数 = $\{(AA \text{ 及び } A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1) + (D \cdot \text{欠} \cdot \text{失の単位数} \times 0)\}$
÷ 総登録単位数

※「認」「合」は計算しない、小数第 3 位を四捨五入

成績評価係数の計算例

簿記 4 単位 AA、民法 4 単位 A、保険論 2 単位 A、租税法 2 単位 A

→ $\{(3 \times 4) + (3 \times 4) + (3 \times 2) + (3 \times 2)\} \div 12 = 3.00$

簿記 4 単位 AA、民法 4 単位 B、保険論 2 単位 A、租税法 2 単位 B

→ $\{(3 \times 4) + (2 \times 4) + (3 \times 2) + (2 \times 2)\} \div 12 = 2.50$

簿記 4 単位 AA、民法 4 単位 C、統計学 4 単位 B、租税法 2 単位 B

→ $\{(3 \times 4) + (1 \times 4) + (2 \times 4) + (2 \times 2)\} \div 14 = 2.0$

「長崎大学海外留学奨学金制度」

- ・2014 年度に始まった制度です。経済学部では2023 年度もプログラム申請します。
※採択された年度のみ奨学金申請が可能です。
- ・短期海外研修参加学生及び JASSO の奨学金を受けられない学生を対象に、同額の奨学金を最大3 ヶ月給付します。(渡航支援金は支給されません。)
- ・JASSO の奨学金と同じく成績条件が課されます。

※どちらの制度においても、プログラム採択された場合、配分額と支給人数が割り当てられます。成績条件を満たしていても、条件を満たしている留学予定者が多い場合は、成績上位者から順に申請することになりますことご留意ください。

「経済学部創立 100 周年記念事業寄附金」

- ・短期海外研修の渡航費用（航空券、宿泊費、授業料、行事参加費等）により、次のとおり支援されます。
10 万円以上 20 万円未満の場合：海外旅行傷害保険料（約 1 万円）
20 万円以上 30 万円未満の場合：支援金 1 万円、海外旅行傷害保険料（約 1 万円）
30 万円以上の場合：支援金 2 万円、海外旅行傷害保険料（約 1 万円）

「経団連グローバル人材育成スカラーシップ」

- ・グローバル人材育成に携わる 66 大学（長崎大学を含む）の2~4 年生と修士課程学生の1 年間の留学に200 万円支給されます。
- ・募集人数：20 名程度 9 月中旬頃〆切
- ・帰国後の合同就職説明会・面接会への案内があります。